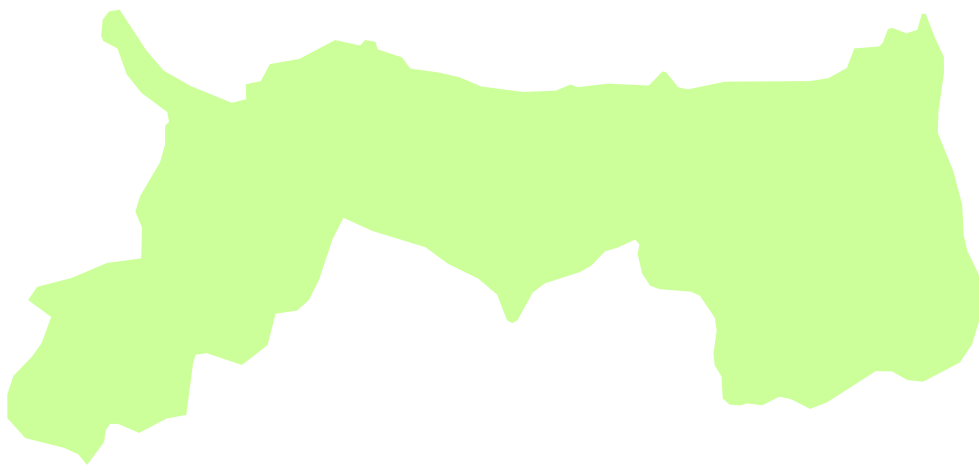

企業版ふるさと納税について

～地方創生応援税制の創設～



鳥取県

企業による地方を応援する仕組み

地方創生を応援する税制(「**企業版ふるさと納税**」)を活用して
鳥取県の**地方創生のプロジェクト**を**応援**してください。

企業版ふるさと納税とは

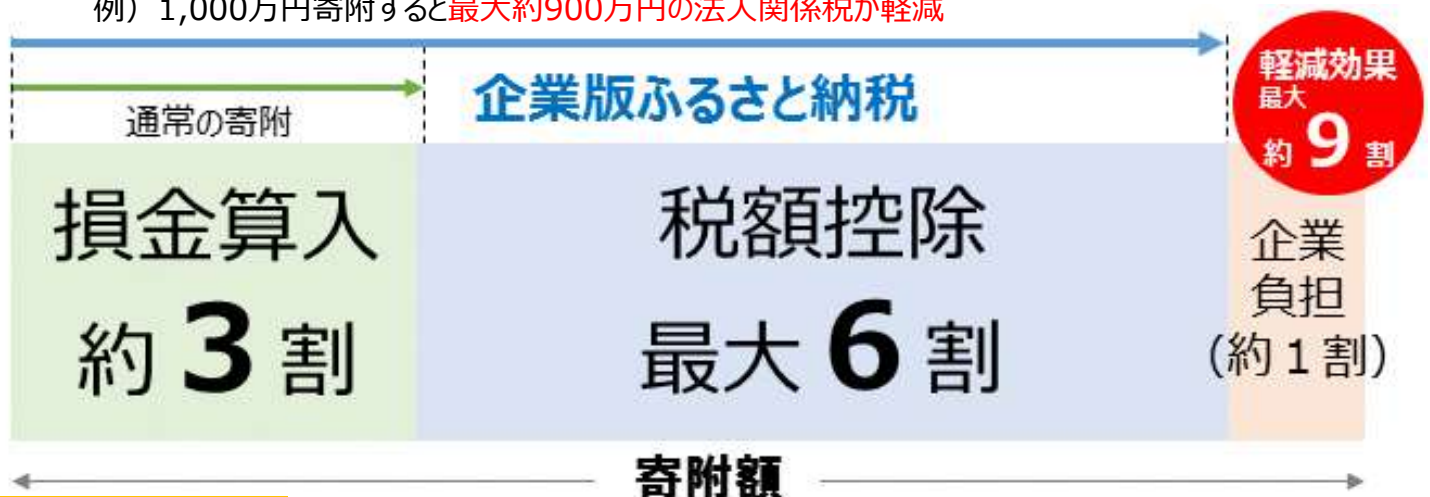
地方公共団体による地方創生のプロジェクト(事業)に対して寄附をした企業に、
税額控除の措置を行う制度です。(平成28年度創設)

令和2年度より税の軽減効果が拡大され、最大で寄附額の約9割の税が軽減されます。

概要

寄附金の損金算入措置(寄附額の約30%)に加え、法人事業税、法人住民税
及び法人税から税額控除されます。

- 10万円(1回あたり)から寄附でき、活用しやすい制度です。
 - 最大、寄附額の約9割に相当する税額が軽減され、税負担が軽くなります。
- 例) 1,000万円寄附すると**最大約900万円**の法人関係税が軽減



税目ごとの特例措置

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除(法人事業税額の20%が上限)

留意事項

- ✓ 1回あたり**10万円以上**の御寄附が対象です。
- ✓ 寄附を行うことの代償として**経済的な利益を受け取ることは禁止**されています。
 - ・寄附額の一部を補助金として供与すること
 - ・入札や許認可で便宜を図ること
 - ・有利な利率で融資すること
- ✓ **鳥取県に本社が所在する企業**からの寄附については**本制度の対象となりません**。

御寄附の手続き

STEP 1 寄附対象事業の御選択

県が寄附を募集している事業より、お選びください。

- ・事業分野及び個別事業名で御寄附が可能です。
事業分野を御選択された場合は、県において事業分野の中から個別事業を選択させていただきます。
- ・事業のより詳細な情報が必要であればお問い合わせください。
- ・御希望にあう事業が見当たらない場合は御相談ください。

STEP 2 寄附申出書の御提出

必要事項を記載し、税務課にお出してください。

- ・押印は不要です。また、電子メールによる提出で構いません。

【提出先】鳥取県税務課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

E-mail: zeimu@pref.tottori.lg.jp

TEL 0857-26-7050 FAX 0857-26-7087

STEP 3 寄附金のお振込

県指定の納付書をお送りいたしますので、寄附金のお振込をお願いします。

- ・納付場所は納付書の裏面に記載があります。主に指定金融機関等一覧に記載の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関の窓口等です。

STEP 4 寄附金受領証の送付

寄附金のお振込を確認後、鳥取県から寄附金受領証をお送りします。

- ・お振込の確認には、2週間から3週間かかる場合もございます。
- ・寄附金受領証は税の申告手続きに必要ですので大切に保管してください。

STEP 5 税の申告

寄附金受領証に基づき、地方公共団体や税務署に対して地方創生応援税制の適用がある旨を申告し、税制上の優遇措置を受けます。

お手続きに必要な寄附対象事業一覧及び寄附申出書は
HPに掲載していますので御確認下さい

URL: <https://www.pref.tottori.lg.jp/257518.htm>

鳥取県

企業版ふるさと納税

検索



鳥取県を応援してください。

軽減効果
最大
約9割

通常の寄附

損金算入
約3割

法人関係税 税額控除
最大6割

企業負担
約1割

（例）1,000万円寄附すると 最大約900万円の法人関係税（法人住民税・法人事業税・法人税）が軽減されます。

メリット3 地方公共団体との新たなパートナーシップの構築

(注) 本社が鳥取県内に所在する企業様からの御寄附は本制度の対象外です

制度のイメージ



TEL 0857-26-7161 FAX 0857-26-7087
E-mail:zeimu@pref.tottori.lg.jp

検索

